

生殖補助医療費助成要綱

(総則)

第1条 生殖補助医療に要する費用の助成（以下「医療費助成」という。）については、この要綱の定めるところによる。

(対象となる治療)

第2条 医療費助成の対象となる不妊治療は、第4条に規定する実施医療機関で行う体外受精及び顕微授精（医師の判断に基づき、やむを得ず中止した治療（卵胞が発育しない等により卵子の採取に至らない場合を除く。）を含む。以下「生殖補助医療」という。）とする。ただし、次に掲げる治療は、助成の対象としない。

- (1) 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）以外の第三者から精子、卵子又は胚の提供を受けて行う不妊治療
- (2) 妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が卵巣及び子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の精子を第三者の子宮に医学的な方法で注入して当該第三者に妊娠及び出産をしてもらう方法
- (3) 夫婦の精子及び卵子は使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を第三者の子宮に医学的な方法で注入して妊娠及び出産をしてもらう方法
- (4) 神奈川県がん患者妊孕性温存治療費助成事業実施要綱（令和元年8月1日神奈川県制定）に基づき助成を受けた治療
- (5) 死別等の理由により夫婦でなくなった後、胚の移植を行う不妊治療

(対象者)

第3条 医療費助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、生殖補助医療を受けた夫婦であって次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 治療開始時点で婚姻の届出をしていること又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあること。
- (2) 申請時に夫婦のいずれかが住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断されたこと。

(実施医療機関)

第4条 医療費助成の対象となる生殖補助医療を行う医療機関は、次の各号の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。

(1) 保険診療と先進医療との併用診療を実施する場合 保険診療と併用可能な先進医療の実施医療機関のうち、厚生労働省等が適当と認めた医療機関

(2) 保険外診療(自費診療)を実施する場合 日本産科婦人科学会登録施設のうち、体外受精、顕微授精及び胚移植が登録されている医療機関

(助成の内容)

第5条 医療費助成の額(以下「助成額」という。)は、対象者が生殖補助医療に係る医療費として実施医療機関に支払った額とし、1回の治療(医師が判断した採卵準備のための投薬開始等の治療計画を作成した日等から、体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程をいう。)につき、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める金額を上限とする。

(1) 保険診療と先進医療との併用診療を実施する場合(先進医療に係る医療費として支払ったものに限る。) 5万円

(2) 保険外診療(自費診療)を実施する場合(1回の治療につき、30万円を超える場合に限る。) 10万円

2 前項の規定は、男性不妊治療(不妊治療の一環として精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術をいう。)を行った場合について、準用する。

3 新たに生殖補助医療を受ける者に係る助成回数及び1年度当たりの助成回数は、次に掲げる年齢(初めて生殖補助医療費助成を受けた治療開始日又は保険診療による1回目の治療開始日のうち最も早い満年齢をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に掲げる回数(夫婦それぞれが受けた治療の回数を合算した回数)とする。

(1) 妻の年齢が40歳未満 助成回数は6回とし、1年度当たりの助成回数は無制限とする。

(2) 妻の年齢が40歳以上43歳未満 助成回数は3回とし、1年度当たりの助成回数は無制限とする。

4 前項に規定する助成回数の計算は、出産(妊娠12週以降の死産を含む。)に至るまでごとに行う。

5 医療費助成の対象となる生殖補助医療は、妻の年齢が満43歳に達するまでに開始した治療とする。

(助成の申請)

第6条 医療費助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生殖

補助医療が終了した日の翌日から起算して60日後の日までに、生殖補助医療費助成申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 生殖補助医療受診等証明書

(2) 実施医療機関が発行した領収書

(3) 夫婦の住所が異なる場合は、婚姻の届出をしている夫婦であることを証する書類

(4) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の場合にあつては、当該事実上婚姻関係と同様の事情にある者であることを証する書類及び夫がこの要綱の規定に基づき医療費助成を受けた治療により出生した子に対し認知を行う意向がある旨を示す書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 本人の責めに帰さない等の特にやむを得ない理由があると認められる場合には、前項の申請期間内に仮受付申出書を提出することをもって、申請期間を延長できるものとする。ただし、当該申請に係る治療が終了した日の翌日から起算して90日目までに本申請を行わなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、生殖補助医療費助成決定通知書をもって通知するものとする。

(助成金の返還等)

第8条 市長は、申請者が、偽りその他不正の手段により医療費助成を受けたとき又は助成に過納若しくは誤納があつたときは、当該医療費助成の決定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができるものとする。

(その他の事項)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局健康部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 第5条第3項各号の規定にかかわらず、令和4年4月2日から同年9月30日までの間において妻の年齢が満40歳に達し、かつ、その間に治療を開始したときは、新たに生殖補助医療を受ける者にかかる助成回数は6回とし、

1 年度当たりの助成回数は無制限とする。

- 3 第5条第5項の規定にかかわらず、令和4年4月2日から同年9月30日までの間において妻の年齢が満43歳に達し、かつ、その間に開始した生殖補助医療は、医療費助成の対象とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。